

第3次方針骨子案の概要

資料1

	第2次方針（令和4～8年度）	第3次方針（令和9～13年度）	背景
めざすべき姿	市民が文化・芸術に触れ、「ふるさと船橋」に親しみを感じる状態	誰もが文化芸術に触れ、活動できる	①文化財の保存活用の詳細については「史跡取掛西貝塚保存活用計画」（令和6年度～）、及び、「船橋市文化財保存活用地域計画」（今後策定予定）にて、別途定めることとした。（ただし文化芸術基本法に規定される幅広い文化芸術分野の中には文化財も含まれ、他分野と連携した活用方法等は本方針に記載する） ②総合指標が減少傾向にあり、2次方針を継承しつつも、より具体的な目標の表記とし、実効性の高い方針を策定することとする。
基本目標と施策展開	I 気づき始まる 1)文化・芸術に関する情報を効果的に届ける仕組みの構築 2)気軽に多様な文化に触れることができる機会の提供	I 文化芸術と出会うきっかけづくり 1)子供も大人も鑑賞・体験できる機会の創出 2)情報の見える化と周知の強化	課題の整理 [2次方針課題] ①総合指標の結果が減少傾向 ②高齢者、障害者、外国人など多様な市民が、文化活動に「参加しやすい」環境の整備が十分とは言えない。 ③観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業など幅広い分野とのつながりを意識しながら施策を展開しているものの、連携はまだ不十分なため、組織体制の見直しが必要。 ④「あらゆる人々が文化・芸術活動に参加できる環境の整備」については、については、さらに幅広いアーティスト・団体への支援が必要 ⑤次世代の育成として小中学生の体験機会拡充に努めたが、若年層の文化芸術活動の支援も必要。 ⑥市民からハード美術館、音楽ホール等の整備を求める声が寄せられているが、ハードの整備については触れられていない。
	II 学び楽しむ 1)あらゆる人々が文化・芸術活動に参加できる環境の整備 2)文化・芸術の本質を尊重しつつ、時代の要請に対応した事業の展開	II 文化芸術活動を支える基盤の充実 1)文化芸術の創造・発展につながる環境の整備 2)次世代の育成・多様性の尊重	
	III 育みつなげる 1)子供が文化・芸術に親しみ、心豊かに成長するための取組の充実 2)文化事業への参加を通じて、市民が地域や社会のつながりを持てる仕組みの構築	III 船橋の文化芸術・地域資源を活かした魅力づくり 1)地域の、音楽・アート・文化財等を通じた魅力の醸成 2)他分野と連携した施策の展開	
	IV 活かし伝える 1)各地域の文化資源を活用する取組の充実 2)地域の有形・無形の文化財を大切に守り、次世代へ継承する仕組みの構築	「背景」①のとおり。基本目標IIIに引き継ぐ。	
重点プログラム	(1)「アートでつながるまちふなばし」プログラム (2)「『ふるさと船橋』を知る」プログラム (3)2つのプログラムの複合的な施策展開	基本目標IIIに引き継ぐ。	[令和7年度アンケートによる課題] ●高い関心・鑑賞率の維持・拡大、参加につなげる工夫 ●市民主体の活動を支える場・施設の確保、担い手の循環 ●情報発信の工夫と認知の向上 ●誰もが参加しやすい環境づくりと他分野との連携

↑
※詳しくは別紙資料をご覧ください。